

学校統合における検討対象校の要件及び学校統合にあたっての留意事項

1. 学校統合における検討対象校の要件について

次の項目に該当する場合は、学校統合における検討対象校とする。

- ① 現在または平成 35 年度までの推計において小規模校となる小学校及び中学校で、平成 55 年度までの将来推計においても、児童生徒数の増加により適正規模になる見込みがないこと。
(小規模校：小学校については 11 学級以下、中学校については 8 学級以下)
- ② 通学区域内において、大規模または複数の新規住宅建設が将来的にも予定されていない、或いは予定されている場合であっても、新規住宅建設に伴う児童生徒の転入により当該学校が適正規模になるほどの増加がないと予測されること。

2. 学校統合にあたっての留意事項について

(1) 学校統合の進め方について

- ① 学校統合にあたっては、統合する 3 年前までを基本に広報ひらかたやホームページへの掲載、当該学校の保護者や地域コミュニティへの説明会等により公表し、オープンな形で進めること。
- ② 当該学校の児童生徒や保護者、当該学校に関係する地域コミュニティなどの理解と協力を得ながら進めること。
- ③ 統合する学校間において、児童生徒や保護者・教職員の相互交流、合同行事の開催など、円滑な統合に向けた取り組みを進めること。
- ④ 学校統合にあたっては、保護者及び地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる「(仮称) 統合協議会」を設置すること。「(仮称) 統合協議会」は、教育委員会が本審議会の答申を受けて策定する学校規模等適正化基本方針を踏まえ、新しい学校を築く観点で、統合に関する諸課題について協議・検討を行う。
教育委員会は「(仮称) 統合協議会」での協議・検討事項を踏まえ、統合の方策を決定すること。

(2) 教育環境の充実について

- ① 統合校については、近年の教育内容・教育方法の多様化や学校を取り巻く社会状況の変化、安全・防犯対策や地域との連携などへの適切な対応を考慮した施設・設備に整備すること。
- ② 学校統合にあたっては、環境の変化による児童生徒の心のケアに配慮するとともに、教職員の人事配置など統合後の学校運営や学習環境の充実等について、支援を行うこと。

(3) 統合校の学校規模について

隣接する学校と統合した場合において、常態的に大規模校とならないこと。

(4) 通学距離について

通学距離に配慮した通学区域を設定することが、可能であること。